
金町保育園



登園のめやす

***在園期間中は、こちらの登園のめやすに沿っての対応となりますので、**

保護者様の確認用として、ご自宅で大切に保管をお願いします。

(令和5年10月～)

※令和7年12月一部改訂

目次

登園にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	3
登園停止となる感染症について・・・・・・・・	3
登園許可証の提出が必要な感染症・・・・・・・・	4
登園届の提出が必要な感染症・・・・・・・・	5
出席停止の日数の数え方について・・・・・・・・	6
その他の感染症・・・・・・・・・・・・・・・・	7
登園を控えていただきたい症状について・・・	8
予防接種について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
園での怪我について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
病児・病後児保育について・・・・・・・・・・・・	11



*登園にあたって

❖お子さんの健康状態について情報交換をお願いします

- 具合が悪くて欠席される場合は、電話または連絡帳アプリ「コネクト」にて午前 9:00 までに欠席連絡を入れていただくとともに、保護者連絡欄よりお子さんの診断名、症状の入力をお願いします。
- 朝の体調が「いつもと違う」「ちょっと気になる」という場合は、必ず登園時受け入れの際にお伝えください。
- 感染症等の診断や、今後も症状の発症や日常生活に注意が必要な診断があった場合（例：熱性けいれんやアレルギー、脱臼、歯のケガ、入院・手術の予定）には必ず園にお知らせください。
- 園で流行っている感染症情報は、1 階玄関前の掲示板や各クラス前、保健だよりでお知らせしますので、各自ご確認ください。

*登園停止となる感染症について

保育園では集団の健康を守るため学校保健安全法施行規則により、感染症の種類によって出席停止期間の基準が定められています。

そのため感染症にかかった時は、保育園への登園はできません。

登園する際は、感染症の種類に応じて「**医師の登園許可証**」の提出が必要となります。また、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の場合には保護者の方に記入していただく、「**登園届**」の提出が必要となります。



感染症にかかった場合は、感染症一覧に沿って医師の診断、指示に従い登園してください。

感染症の診断を受けた場合は、必ず園にご連絡ください。

＊「登園許可証」の提出が必要な感染症（医師が記入）

※治癒後、初登園日に提出が必要です

	感染症名	主な症状	登園のめやす
1	麻疹（はしか）	発熱とともに、咳・くしゃみ・鼻汁・目やに・結膜の充血がある。口腔内の頬粘膜にコップリック斑という特徴的な白い斑点を認める	解熱後、3日を経過してから
2	風しん	発熱とともに発しんが出て3～4日で消える。首・耳の後ろのリンパ節が腫れる	発しんが消失してから
3	水痘（水ぼうそう）	発熱とともに発しんが水疱となり、全身に広がる。頭にも出るのが特徴	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化してから
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱、食欲不振、耳下腺の腫れ、痛みがある	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
5	結核	咳、痰、発熱が2週間以上続く	医師により感染のおそれがないと認めるまで
6	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、目の充血がひどい	発熱、充血等の症状が消え2日経過してから
7	流行性角結膜炎（はやり目）	涙目、目の充血、目やにが多い	結膜炎の症状が消失し、感染の恐れがないと認めるまで
8	百日咳	発熱することはあまりなく、コンコンと咳込んだ後ヒューという息をするのが特徴	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
9	腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O-26、O-111等）	激しい腹痛、下痢、血便、嘔吐 発熱は軽度、無症状の場合もある	症状が治まり、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの（無症状病原体保有者の場合も同様）
10	急性出血性結膜炎	眼の結膜や白眼の部分にも出血を起すのが特徴	医師により感染のおそれがないと認めるまで
11	髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐が主症状	医師による感染のおそれがないと認めるまで

その他、葛飾区の指導に従い、感染拡大防止措置として登園自粛要請をお願いする場合がございますので、予めご承知下さい。

***「登園届」の提出が必要な感染症（医師の診断を受け、保護者が記入）**

※治癒後、初登園日に提出が必要です

	感染症名	主な症状	登園のめやす
1	インフルエンザ (A型・B型)	咳、 ^{おかん} 悪寒、高熱、頭痛、筋肉痛、全身倦怠感などの全身症状を伴う	発症日を0日目とし 発症（発熱）した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
2	新型コロナウイルス	発熱、咳、 ^{いんとつ} 咽頭痛。小児では犬が吠えるような ^{がいそつ} 咳嗽（クループ ^{がいそつ} 咳嗽）、 ^{させい} 嘔声などの症状もみられる	発症日を0日目とし 発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後24時間を経過するまで (無症状時は検査日を0日目として、5日を経過するまで)

*登園届の用紙は、園のホームページからダウンロードが可能です。各クラス前にも用紙が置いてありますので、登園の際に記入していただいてもかまいません。インフルエンザと新型コロナウイルスの用紙は異なりますので、ご確認の上ご記入をお願いいたします。

***家族内で感染症が確認されている場合のお子さまの登園について**

①家族内でインフルエンザ・新型コロナウイルスの感染が確認されている場合

症状のないお子さまの登園については、感染者の療養期間が終了するまでは、登園を控えていただき家庭内保育のご協力をお願い致します。（症状のない兄弟児も含む）

②家族内で医師の登園許可が必要な感染症が確認されている場合

①と同様基準となります。

※家庭内に感染者がおられる場合は、必ず園までご連絡をお願いいたします。

* 出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象がみられた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

【インフルエンザの登園基準の考え方】

基準① 発症（発熱）した日の翌日から5日間を過ぎていること

基準② 解熱した日の翌日から3日間を過ぎていること

登園可能となるのは上記の①と②の「両方」の基準を満たしている場合です。

※解熱した日によって、登園停止日が延期されますので、登園の際には確認をお願いします。

基準① 発症後5日の考え方（図1）

発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目
発症日 (発熱)	← 5日間 →					登園可能

基準② 解熱後3日の考え方（図2）

解熱後 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目
解熱日	← 3日間 →			登園可能

【新型コロナウイルス感染症の登園基準の考え方】

基準① 発症した日の翌日から5日間を過ぎていること

基準② 症状軽快後、24時間を過ぎていること

登園可能となるのは上記の①と②の「両方」の基準を満たしている場合です。

※症状の軽快した日によって、登園停止日が延期されますので、登園の際には確認をお願いします。

基準① 図1の発症後5日の考え方を参照

基準② 症状軽快後、24時間の考え方（図3）

症状軽快後 0日目	症状軽快後 1日目	症状軽快後 2日目
症状軽快	← 24時間 →	登園可能

* その他の感染症（登園許可書、登園届は不要な感染症）

次の感染症は原則として「登園許可書」「登園届」は求めませんが、集団生活をしている中では、非常に感染力の強いものです。感染力のある期間に配慮し、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園であるよう、ご配慮ください。

	感染症名	主な症状	登園のめやす
1	溶連菌感染症	発熱、頭痛、咽頭痛があり、その後から細かい発しんがでる、莓舌、口角炎がある。発しんのあと、皮膚がむける	抗菌薬内服 24 時間～48 時間経過していること
2	マイコプラズマ肺炎	乾いた咳が徐々に湿った咳になり、次第に激しくなる	発熱や激しい咳が治まっていること
3	手足口病	発熱、食欲不振、のどの痛み等の症状で始まり、手のひら・足のうら・口の中・おしりなどに水疱性の発しんが出る	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
4	伝染性紅斑(リンゴ病)	かぜ様症状を認めたあとに両頬の紅斑がみられる。四肢伸側にレース状、網目状の発しんがでることもある	全身状態が良いこと
5	ウイルス性胃腸炎(感染性胃腸炎)	発熱、腹痛、吐き気、嘔吐、下痢	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
6	ヘルパンギーナ	突然の発熱、咽頭の発しん・水疱・潰瘍	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
7	RS ウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴(ゼコゼコ)、呼吸困難。特に乳児早期に感染した場合、呼吸状態の悪化により重症化することもある	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
8	帯状疱疹	小さな水疱が肋間神経にそった形で片側性に帯状に現れる。神経痛、刺激痛	すべての発しんが痂痂(かさぶた)化してから
9	突発性発疹	突然高熱が2～3日続く。解熱後、細かい発しんが出て、2～3日で消える	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
10	アデノウイルス感染症	扁桃炎(発熱、咽頭痛)、胃腸炎(嘔吐、下痢)、結膜炎(目の充血、めやに)	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと、結膜炎の症状(充血、目やに)が消失していること

*登園を控えていただきたい症状について

保育園は集団生活の場なので、登園はクラスの子もたちと同じ活動ができることが前提となります。こどもは体調が悪くても集団に入ると、思いのほか活発に遊び、体力を消耗します。そのため、登園前の健康チェックをご家庭でしっかりと行い、無理のない登園をお願いいたします。

- **当園では、保育中に発熱（37.5℃以上）が見られた場合はご連絡をさせていただきます。**また、下記のような症状がみられている、元気がなく顔色が悪い、食欲がない等、お子さんの様子が普段と違いましたらご連絡させていただくこともありますので、ご了承ください。
- その他、体調の確認、相談等でご連絡をさせていただくことがあります。

	登園を控えていただきたい症状
発熱	<ul style="list-style-type: none"> • 朝から 37.5℃以上の発熱がある場合 • 24 時間以内に 38.0℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合
下痢	<ul style="list-style-type: none"> • 24 時間以内に 3 回以上の水様便がある • 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする • 下痢に加え、体温がいつもより高い
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> • 24 時間以内に複数回の嘔吐がある • 食欲がなく、水分も欲しがらない
咳	<ul style="list-style-type: none"> • 夜間しばしば咳のために起きる ・咳込みがひどい • ぜいぜい音・ヒューヒュー音や呼吸困難がある • 呼吸が速い ・37.5℃以上の熱を伴っている・元気がなく機嫌が悪い • 食欲がなく朝食、水分が摂れない ・少し動いただけで咳が出る
発疹	<ul style="list-style-type: none"> • 発熱とともに発疹がある • 感染症による発疹が疑われ医師より登園を控えるよう指示されたとき • 口内炎のため食事や水分が摂れないとき • とびひで患部を覆えないとき、浸出液が多く他児への感染の恐れがあるとき

厚生労働省 「保育所における感染症対策ガイドライン」より

・24時間以内に38.5℃以上の発熱がみられた場合、又は解熱剤を使用している場合は登園をご遠慮ください。(お子さまの体調によっては、登園をお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください)

- 市販薬の風邪薬には、解熱剤が混入しているものが多いためご注意ください。
- 体調がすぐれない場合には、病児・病後児保育室のご利用もご検討ください。(ご利用する際は事前登録が必要となります)

《おでこ・頭部の打撲について》

- ・頭を打った、高いところから転落した等の場合、時間が経ってから症状がでることがあります。
- ・「頭部」のけがは、打撲の程度が軽度であっても出血等がおきた場合、24 時間以内に体調の変化が起こりやすいといわれています。登園前の体調観察をしっかりと行い、無理のない登園をお願いします。

【おでこ・頭部打撲後に明らかな外傷や体調不良の症状がみられる場合】

- ・高さのある場所からの転落や、何かに強くぶつめた、転んだ等の理由で、おでこまたは頭部に
 - ① 明らかな外傷（出血、赤み、すり傷、あざ、たんこぶ等）がみられる場合
 - ② 持続する頭痛、吐き気、吐き戻し、機嫌が悪い、食欲がないなどの体調不良症状がみられる場合 等

⇒打撲後、24 時間以内の登園はご遠慮いただいています。ご自宅で安静にお過ごしください。

【おでこ・頭部打撲後に明らかな外傷や体調不良の症状がみられない場合】

- ⇒打撲後も、普段通り機嫌がよく、活気や食欲もある状態であれば登園は可能です
ただし登園後に、打撲部に上記の外傷症状が出てきた、体調不良の症状がみられはじめた等の場合は、ご連絡をさせていただきます。

- ・受け入れの際、必ず職員にお子さまが頭部のケガをした旨をお伝えください。保育中、お子さまに変わった様子がないかを観察していきたいと思えます。

《病院受診後の登園について》

- ・受診後などに登園されたい場合、10 時半までであれば登園可能です。電話または連絡帳アプリにて通院後の登園の旨お知らせください。ただし、予防接種後の登園はご遠慮いただいております。（「予防接種について（p9）」をご参照ください）

* 予防接種について

- ・予防接種につきましては、接種可能月齢になりましたら、早めの接種をお勧めします。
- ・予防接種後による副反応に対して接種後の経過観察は極めて重要となる為、
金町保育園では、予防接種を行った当日の登園はご遠慮いただいております。
（原則、降園後かお休みの日に予防接種をお願いしています）
- ・予防接種を受けた場合は、必ず接種したワクチン名、接種後のお子さまの様子等、何か問題がなかったかを職員までお知らせください。お子さまの体調の変化（発熱、発疹、接種部位）を観察し、異常の早期発見に努めていきたいと思えます。



*園での怪我について

Q. 保育中に多く見られる怪我はどんなことがある？

- 例) ・走って転ぶ → 擦り傷・打撲 など
・お友達とのけんか → ひっかき傷・噛み傷など
・体操指導や戸外活動 → 捻挫・突き指・骨折など

子どもは日々色々なことを試しながら成長しています。成長発達に見合った必要な活動であっても怪我が起こります。ケガが起きた際は、その都度担任・看護師で情報共有を行い、様子を観察し、お子さまの怪我の状態に応じて手当てを行います。

～お子さまの成長に伴い、起こりやすい怪我は変化していきます～



◎乳児クラス(つぼみ、つくし、たんぽぽ)

まだ歩行が安定しないこと、身体に対し頭部が大きく重たい為、転びやすいことが特徴です。頭部・顔周り・口元の怪我が多くみられます。また、言葉を獲得している時期の乳児クラスの子どもたちは自分の気持ち・考えが上手に言葉として伝えられず、叩くや噛むなどの行動に現れることが多く、ひっかき傷や噛み傷などの怪我がみられることもあります。

◎幼児クラス(すみれ、れんげ、ゆり)

運動神経や筋肉が発達し、歩行や体の使い方が安定してきます。言葉も話せるようになり、ひっかき傷、噛み傷など減ってくる一方で、体操指導も始まり遠くの公園へ散歩に行くことも増え遊び・活動範囲も大きく広がります。成長に伴い力が強くなる為、ぶつかる、転ぶなどの衝撃も大きく打撲、突き指、捻挫、骨折などの怪我がみられることがあります。

～園で怪我が見られた場合は、下記対応を行っています～

★「緊急性を要する怪我、処置が必要と判断した怪我」に関しては、看護師が園医または近隣の病院へ受診を行います。

★お子さまの怪我の様子によっては、再受診が必要となる場合もあります。その際は、保護者様に医師と治療の経過やご家庭での配慮等の確認をしていただく為、ご家庭での再受診をお願いしています。

受診の際に必要な「医療証、保険証」につきましては個人情報保護の観点から、園での医療証・保険証のお預かりはしません。園での受診後に、後日保護者様に直接病院へ行っていただき、医療証・保険証の提出をお願いしています。お手数おかけしますが、ご協力よろしくお願いいたします。



*病児・病後児保育について

保育園は集団生活の場なので、クラスの子どもたちと同じ活動ができることが前提となります。その為、保育中にお子さまの体調不良がみられる場合には、お迎えに来ていただき、ご家庭での療養をお願いしています。また体調によっては受け入れを行えない場合もある為、お仕事をお休みしなければならず、お仕事と子育ての両立が難しいと感じることも多々あるかと思ます。

お子さまが体調不良の際は、まずは有給休暇などの社会的な制度を活用したり、ご親戚などの力を借りたりしていただき、可能な限り家庭保育を行っていただくことが望ましいですが、お仕事の都合等でどうしても家庭保育が難しい場合もあるかと思ます。そのような場合には「病児・病後児保育」の制度をご活用ください。

◆ 葛飾区内には全 11 カ所の病児・病後児保育室がありますが、登録や利用方法は施設ごとに異なります。詳細については、QR コードより「**葛飾区 病児・病後児保育のご案内**」をご確認下さい。

【葛飾区 病児・病後児保育について】 →



◆ 施設利用には、事前登録が必要です。お子さまの急な体調不良に備えて、事前に利用登録を済ませておくことをおすすめします。

病児保育室について・・・

- ・利用までの流れを知りたい（必要なものや書類について）
- ・登録方法について
- ・病児保育室ってどんなところ？ など初めてご利用される方は不安なことも多いと思ます。

質問やご不明な点があれば、看護師にいつでもお声がけください。

